

令和6年度民間事業者の放課後児童クラブ 開所状況についてお知らせします

放課後児童クラブの待機児童対策のため、民間事業者支援による受け皿確保を進めています。令和6年度当初及び9月補正予算の設置促進事業の取り組みにより、現時点で8か所の民間児童クラブが新たに開所することにより、283人分の受け皿確保が見込まれます。

概要

1 令和6年11月25日時点の民間児童クラブの新規開所状況(※1)

現時点で8か所の民間児童クラブが新規に開所または開所予定です。

区	小学校区	事業者名	開所時期	定員
北区	鹿田	株式会社マイスタイル	R6.9～開所	71
	伊島	株式会社マイスタイル	R6.11～開所	35
	庄内	株式会社 Steer ship	R6.10～開所	45
	陵南	Motherese Kids 合同会社	R6.12 開所予定	23
株式会社 聖・さくら学院		R7.4 開所予定	30	
中区	平井	株式会社マイスタイル	R6.8～開所	33
	操明	株式会社アクシス興産	R7.4 開所予定	26
南区	福浜	社会福祉法人 白鳩福社会	R7.1 開所予定	20

※1 詳細は別紙資料1にてご確認ください。

2 補助の内容

・設置促進事業費補助は、児童クラブの新規設置を促進するため、必要な開設準備経費、賃料、運営費の一部を補助する制度(※2)です。

・引き続き、民間事業者支援による受け皿確保に取り組んでおり、17地区において、新たな事業者を募集しています。

※2 補助制度の詳細は別紙資料3にてご確認ください。

その他

■民間児童クラブの利用申込について

民間児童クラブの利用を希望される場合は、直接各クラブ(※3)へお問い合わせください。

※3 詳細は別紙資料1にてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市 地域子育て支援課 梅垣・寺岡 直通086-803-1589 内線4758

令和6年度新規民間児童クラブ開所状況(R6.11.25時点)

資料 1
令和6年11月25日
地域子育て支援課

①開所済(届出済) 4か所

区	小学校区	事業者名	クラブ名	住所	電話番号	備考
北区	鹿田	株式会社マイスタイル	ぼすとめいとクラブ・鹿田	北区大供二丁目11番18号 アーバンハウス大供103,105,106	086-206-3540	R6.9～開所
	伊島	株式会社マイスタイル	ぼすとめいとクラブ・伊島	北区伊島町一丁目1番22号	086-250-9810	R6.11～開所
	庄内	株式会社Steer ship	ひなたキッズスクール	北区高松原古才25番地6	086-236-7157	R6.10～開所
中区	平井	株式会社マイスタイル	ぼすとめいとクラブ・平井	中区平井四丁目6番44号 リカーランドアヤノ2階	086-230-0271	R6.8～開所

②開所予定(届出予定) 4か所

区	小学校区	事業者名	クラブ名	住所	電話番号※	備考
北区	陵南	Motherese Kids合同会社	アフタースクール陵南子どもの家(仮)	北区白石西新町9番地103クリエイト21 105号	050-3704-4019	R6.12開所予定
		株式会社 聖・さくら学院	聖さくら学院子どもクラブれいんぼー(仮)	北区花尻さきょう町6番地100	086-728-0063	R7.4開所予定
中区	操明	株式会社 アクシス興産	ひだまりクラブ(仮)	中区桑野510番地2	086-239-5288	R7.4開所予定
南区	福浜	社会福祉法人 白鳩福祉会	白鳩子どもクラブ(仮)	南区福富中二丁目262番20号	086-262-3432	R7.1開所予定

◎定員:8か所で計283人

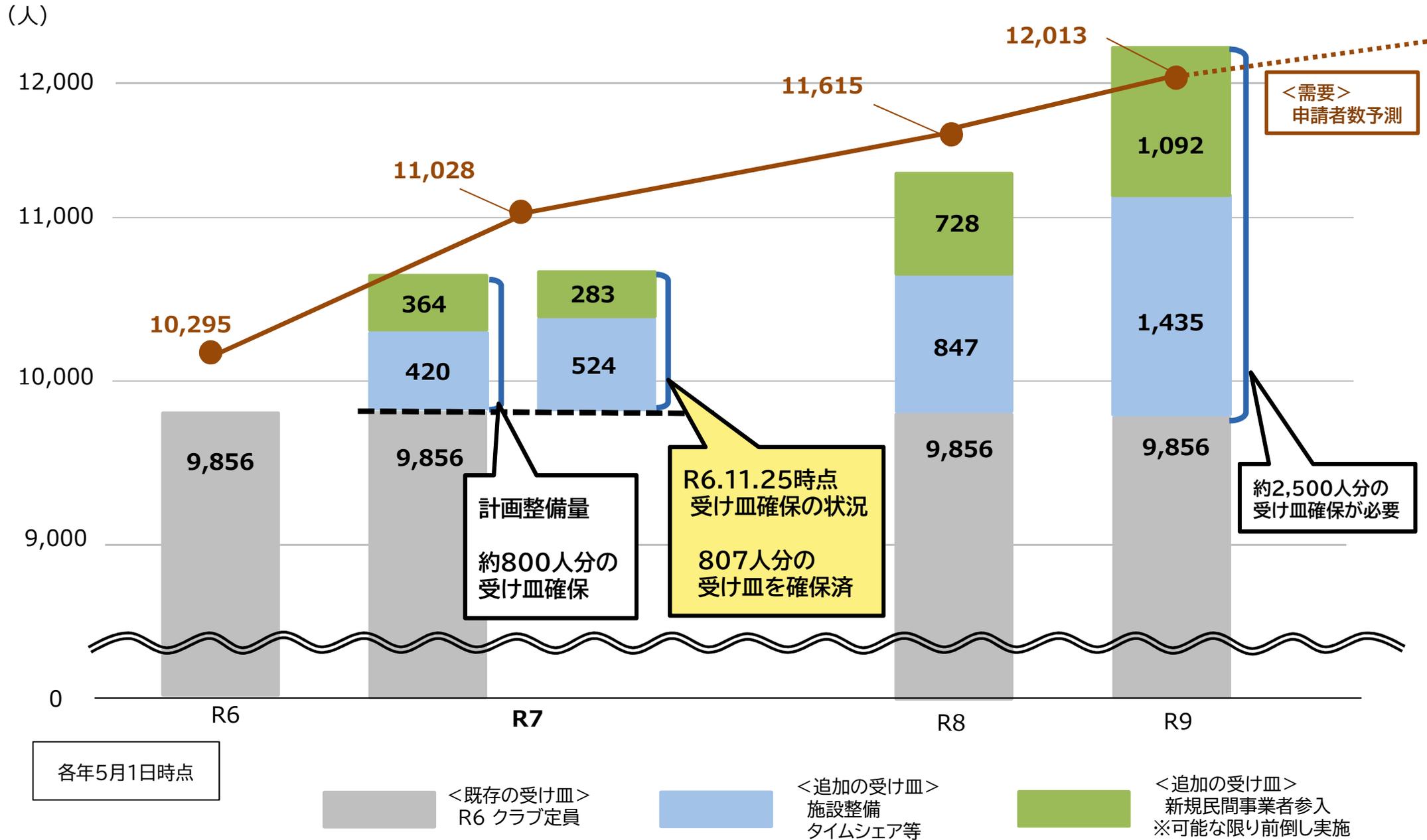
※事業者の電話番号を記載しています。

(参考)令和6年度以前から開所している届出済民間クラブ 9か所

区	小学校区	事業者名	クラブ名	住所	電話番号	備考
北区	大元	一般社団法人子ども学びデザイン研究所	A.M.I学童保育センター(第一大元ホーム)	北区大元上町13番21号	086-250-0201	
		一般社団法人子ども学びデザイン研究所	A.M.I学童保育センター(第二大元ホーム)	北区今二丁目2番16号	080-2947-2884	
	西	一般社団法人子ども学びデザイン研究所	A.M.I学童保育センター(西ホーム)	北区中仙道一丁目10番11号	086-239-1020	
		バースコミュニティ合同会社	わくわく学童保育	北区間屋町23番地101 3階	086-241-1631	
	伊島	アサヒサービス株式会社	朝日こどもクラブ(伊島本校)	北区伊福町四丁目4番3号	086-259-3015	
	横井	アサヒサービス株式会社	朝日こどもクラブ(横井校)	北区横井上335番地9	080-8247-5741	
	津島	アサヒサービス株式会社	朝日こどもクラブ(津島校)	北区津島西坂二丁目11番12号 村上アパート1階	080-8248-3538	
	御南	有限会社G&I	リビート学童保育	北区今保237番地11	080-6956-9913	
中区	幡多	一般社団法人スマイル舎	学童保育所フレンドシップ	中区高屋527番地	086-806-5954	

放課後児童クラブの今後の受け皿確保の見込み

資料2
令和6年11月25日
地域子育て支援課



岡山市放課後児童クラブ設置促進事業費補助金

民間事業者による放課後児童クラブの設置・運営を促進し、待機児童の解消を図るため、市内において新たに放課後児童健全育成事業を実施又は既に放課後児童健全育成事業を実施している場合にあっては、利用定員を増加する事業者に対し、経費の一部を補助します。

補助金額

補助金額は、下表に定める補助事業ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額を上限とします。(1,000円未満切り捨て)

補助事業	補助基準額	補助対象経費
1 開所準備 補助	(1) 施設改修等・開所準備経費 12,600千円/事業所	放課後児童健全育成事業を新たに実施又は利用定員を増加するために必要となる既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入並びに当該建物に係る開所前月分の賃借料及び礼金
	(2) 施設改修等経費 12,000千円/事業所	
	(3) 設備整備等・開所準備経費 1,600千円/事業所	
	(4) 設備整備等経費 1,000千円/事業所	
2 賃借料補助	3,066千円(年額)/事業所	放課後児童健全育成事業を新たに実施又は利用定員を増加するために必要となる当該建物の賃借料(開所前月分の賃借料及び礼金並びに補助事業開始から36月までの賃借料。)
3 運営費補助	(利用定員－在籍する児童の数) ×7,500円(月額)/事業所 ※7,500円と保護者負担金の額の1/2を比較して低い方の額を上限として算出する。	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費(飲食物費、1及び2にかかる経費を除く、補助事業開始から36月までの経費。)

□ 1、2の開所前月分の賃借料及び礼金については、重複できません。

□ 施設改修等：施設改修、設備整備・修繕及び備品購入。

□ 設備整備等：設備整備・修繕及び備品購入。

□ 1の対象経費について、土地取得費及び整地、既存建物の買収、建物の新築や増築、外構整備に要する費用、その他整備費として適当と認められない費用は対象外とする。

□ 2の事業実施月数(1月に満たない端数は、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。

□ 3のみの実施はできません。

□ 3の利用定員は、運営規程に定める定員が利用定員未満の場合は運営規程に定める定員とする。

□ 3の在籍する児童の数は、各月初日時点の数とする。

補助要件

- ・本事業による放課後児童健全育成事業は、下表に定める小学校区で実施すること。
- ・本事業による放課後児童健全育成事業は、実施場所が属する小学校区の小学校からおおむね2キロ以内（直線距離ではなく道のり距離）で実施するか又はバス等による送迎を実施すること。
- ・本事業により利用定員が20人以上増加（※1）するものであること。
- ・設定する保護者負担金の額が、岡山市立放課後児童クラブ条例に基づき実施する岡山市立放課後児童クラブの保護者負担金の額のおおむね2倍を超えないものであること。（計算表あり）
- ・申請年度中に放課後児童健全事業の届出（※2）を行い、申請年度中又は翌年度4月1日に本事業による放課後児童健全事業を実施すること。
- ・児童の受け入れに関し、公平性が保たれていること。
- ・同一の経費について国、その他の団体から補助を受けていないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・岡山市補助金等交付規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していないこと。
- ・既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。
- ・同一年度における同一事業者による開所準備補助は、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。

※1 本事業により当該学区における20人以上の受け皿が実質として増加することが必要です。したがって、当該場所で類似事業を実施している事業者が利用定員を増加することなく届出を行う場合や、当該学区内の別の場所で放課後児童健全育成事業や類似事業を実施している事業者が利用定員を増加することなく、移転や届出を行う場合は、本事業の対象とはなりません。

なお、利用定員は、専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画で、玄関・トイレ・台所等の共用部分等は除く）の面積÷1.65㎡で算出します（小数点以下切り捨て）。

※2 新たに放課後児童健全育成事業を実施しようとする事業者は、「放課後児童健全育成事業開始届」に必要な書類を添付して届け出る必要があります。（児童福祉法第34条の8第2項）

（対象学区）

行政区	小学校区
北 区	御野, 陵南, 庄内, 石井, 鯉山, 加茂, 伊島, 津島, 大元, 鹿田
中 区	富山, 平井, 旭操, 操南, 操明, 財田, 三勲, 幡多
東 区	芥子山
南 区	福島, 福浜, 第二藤田, 妹尾, 芳泉

※ 網掛けの地区は、既に開所または開所予定のため、新たな募集はしていません。